



## 本 編

● ● ● ●

第1章 ● なぜ今コンプライアンスが必要か	1
第1節 コンプライアンスとは何か	1
1 コーポレート・ガバナンスとの関係	1
2 CSR(企業の社会的責任)との関係	2
第2節 最近の社会経済環境の変化	3
1 日本人の従来の意識構造	3
2 最近の社会経済環境の変化	3
第3節 違法行為・不祥事の発覚の可能性の増大と厳しい制裁	5
1 違法行為・不祥事に対する社会的非難	5
2 発覚する可能性の増大	5
3 厳しい制裁	6
第4節 公共工事等の発注者が関与した不祥事の事例	9

<b>第2章 ●公共工事発注者が遵守すべきルール</b>	22
<b>第1節 公共工事発注者の守るべきこと</b>	22
1 公共工事発注者の使命	22
2 公共工事発注者的心構え	23
<b>第2節 建設業法</b>	24
1 工事発注者等が守るべきルール	24
2 公共工事の請負契約の締結等に関するルール	25
<b>第3節 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律</b>	43
1 内容	43
2 対象となる発注機関	45
3 適正化指針	46
<b>第4節 公共工事の品質確保の促進に関する法律</b>	53
1 内容	53
2 対象となる発注機関	54
3 基本方針	54
<b>第5節 官製談合防止法</b>	58
1 制定の背景及び目的	58
2 対象となる発注機関	60
3 入札談合等関与行為	60
4 手続き	61
5 職員による入札等の妨害の罪	62
<b>第6節 刑法</b>	63
1 収賄罪	63
2 入札妨害、談合に関する刑罰	65
<b>第7節 独占禁止法</b>	67
1 内容	67
2 入札談合	67
<b>第8節 暴力団対策法等</b>	72
1 内容	72
2 建設工事からの暴力団の排除	73
3 暴力団排除条例	74
<b>第9節 公益通報者保護法</b>	77
<b>第10節 国家公務員倫理法</b>	81

<b>第3章 ● コンプライアンスの実践</b>	84
<b>第1節 組織としての倫理の確保の必要性</b>	84
1 倫理意識の高い組織風土の構築	84
2 内部通報制度	85
<b>第2節 コンプライアンス・プログラム策定の必要性</b>	86
1 コンプライアンスの不徹底がもたらす損失	86
<b>第3節 コンプライアンス体制の具体的な取組み</b>	88
1 効果的なコンプライアンス・プログラム	88
2 効果的なコンプライアンス体制の取組み	89
<b>第4節 コンプライアンス・マニュアルに盛り込むべき内容</b>	92
1 トップによる法令遵守の表明	92
2 職員の行動基準	93
3 違反者に対する措置	93